

地域貢献活動基金資金規程

第1条 資金の名称

資金の名称は、地域貢献活動基金資金（以下、「活動基金」という。）とする。

第2条 活動基金設置の目的

建築士の社会貢献活動の活性化を促進するため、公益社団法人長野県建築士会（以下、「建築士会」という。）の会員（以下、「会員」という。）が参画する地域貢献活動を支援し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 活動基金をもって行う事業

前条の目的を達成するために、建築士会会長は活動基金をもって次の事業を行う。

- (1) 会員が参画する地域貢献活動に対する助成
- (2) 建築士会内の組織（支部等）が地域住民と連携して行う地域貢献活動に対する助成
- (3) 国・自治体及び関係団体からの建築士会に対しての委託事業、人材派遣等に関連して進められる地域貢献活動に対する支援に対する助成
- (4) 関係団体との情報・技術の交換と活動団体への情報・技術の提供に対する助成
- (5) その他、地域貢献を進めるうえで、効果的、効率的な運営のために必要と認めた事業に対する助成

第4条 活動基金の積立

活動基金として積み立てる資金は、次に掲げるものをもって充てる特定資産とする。

- (1) 建築士会が、活動基金へ繰り入れる資金
- (2) 活動基金の運用により生じる利息等
- (3) 寄付等による資金

第5条 活動基金の管理

活動基金は、建築士会の他の資金と明確に区分して管理する。

- (1) 第3条の事業を行うため、活動基金を取り崩すことができる。
- (2) 活動基金の積立金運用利息は、活動基金に組み入れるものとする。
- (3) 活動基金の収支状況は、建築士会の定款の規定に準拠して報告する。

第6条 活動基金の目的外の取崩

活動基金を目的の事業以外のために取り崩す場合には、建築士会理事会の決議を得なければならない。

第7条 補 足

この規程に定めるもののほか、活動基金の管理について必要な事項は、建築士会業務執行理事で協議決定するものとする。

付 則

- 1 この規程は、令和5年5月18日から施行するものとする。
- 2 この施行に伴い、「地域貢献活動基金規程」及び「長野県建築士会地域貢献活動センター規約」並びに「長野県建築士会地域貢献活動センター運営委員会規程」は同日をもって廃止する。